

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 7 5 号	三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
保 育 振 興 課	<p>【改正趣旨】 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例について所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係書面等のデジタル化への対応 業務負担の軽減等を図るため、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を可能とするための規定を追加（目次第6章及び第49条の追加）。 2 みなし特例に准看護師を追加 家庭的保育事業に置く保育士の数の算定において、保健師及び看護師に加えて、准看護師についても1人に限って保育士とみなす規定の追加（第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項、第47条第3項）。 3 文言の整理 基準の一部改正等に伴い、字句整理を行う（第6条第1項、第6条第4項、第6条第5項）。 <p>【施行期日】 公布の日</p>